

双月刊行有料宅配誌／編集兼発行人・中村公曾

# 蒼蒼

第106号

2002年8月10日発行  
宅配料2年12号1000円  
(小額郵便切手可)

株式会社蒼蒼社／東京都町田市森野2-26-16

## 「法統」論

竹内先生の御見解に接して

(専修大学教授)  
宮坂 宏

### 一、はじめに

本年六月発行の『蒼蒼』第一〇五号に、竹内実先生が『法統』論、『法』と『理』と」と題する論攷を寄せられ、十年程前に私の述べた見解は誤っているとの批判を改めてなき

れておられる。

十一年前に竹内先生が編訳出版された『中華人民共和国憲法集』(一九九一年八月)についての批評を、私が出版元である蒼蒼社の本誌第三九号(一九九一年八月)に寄稿した際に、つい筆を滑らせて、現代中国法の特質は中華民国の『法統』とは完全に断絶して革命根拠地以来の『法統』を継承しているところにある」と書いたところ、竹内先生から「新国家が中央人民政府を産出する母胎を政治協商会議に求めたのは、『法統』を中華民国から継承するものであること、国内国外に誇示しようとしたものであろう」と言われ、中華民国からの継承も無視することは出来ない」とされる反論を、本誌第四〇号(一九九一年十月)に寄せられたので、この反論についての私の見解「現代中国の『法統』について」を、本誌第四一号(一九九一年十一月)に載せて貰ったところ、再度反論をなされてこられた「竹内先生、補説・頭注補・中華人民共和国憲法集」その三

『法統』補説3(本誌第四一号)及び本誌第四六号での海峡兩岸での論争の紹介(一九九二年十月)。そこで、この再度の反論に対しても、異議を申し述べたのであるが、この原稿は、蒼蒼社の都合で本誌第四八号(一九九三年二月)及び第50号(一九九三年六月)に発

表された。以後、先生の御見解の開陳は途絶えていたものである。

この間、発足間もない比較法史学会関東部会の開催に際して、報告を求められたので、この『蒼蒼』に寄せた原稿を元にして発表を行い(一九九二年一月一八日)、更に若干手を加えた上で、同学会の機関誌『比較法史研究』(一九九三年三月)に掲載した経緯がある。その故に、竹内先生は、はじめに「このところ断り書きをされておられるように、本年刊行の『比較法史研究』(二〇〇二年三月)にも、本誌に寄せられた論攷と本文のものを発表されておられ、この文章も五月中旬に拝見していたところである。

一昔も前の議論を突然に持ち出されたことには、大いに戸惑いを覚えているが、再度の新しい御批判であるので、御批判を拝見した旨のみはお答えをしておきたいと考えて、以下に筆を執り、先ず『蒼蒼』誌上に発表させて頂くようお願いした次第である。

### 二、「法統」について

竹内先生の今回の「論攷の論旨」については、本誌前号に載せられている「論攷であること故、あらためて逐一要約すること」をせずに、直ちに「法統」についての私の考え

を再度述べることにはしたくない。しかし、お読み願う方々の記憶を呼び覚まして頂く為の手續きは多少なりとも必要であろうかと思ふ。竹内先生は、先の『蒼蒼』誌上の議論では、「法統」には二つの意味があるとされ、法律上の伝統を継承していること、権力が、権力に先立つ法律に基づいた権力であること、であるとされている。の観点から言えば、中華民国の「法統」は、台北に存在する政権がこれを継承していると言われる（學術上の討論としては、「タイペイ政権」主権国家「説を唱えても一向に構わないのではなか、とされる）。の観点が問題であり、この意味で「法統」を強調すると、「政治協商会議」の性格が問われることになり、超階級的な権力機関で、これが先ず存在し、次いでこれを母胎にして、中華人民共和国が生まれた、つまり「産生」（チャンション）したのである。

中華人民共和国中央政府の「法統」は、中国人民政治協商会議に由来し、「共同綱領」を決定したことで承認されている、と考えておられたと言われた上で、更に「辞海」（一九八〇年版）を参照くと、「中国共産党指導下の革命的統一戦線組織」としており、革命的という用語は階級的という意味を含蓄しているから、これを超階級的な権力機関

と考えてきたこれまでの理解は不十分であったとされながらも、それならば完全に階級的権力機関であるかと言え、そうは言えない、それはこの会議の構成要素からも明らかであり、新政治協商会議準備会に参加したのは、中国共産党、各民主党派、各人民団体、各界民主人士、国内少数民族、海外華僑、合わせて二十三単位、百三十四名であり、そこで、「法統」としては（新）政治協商会議は重慶で開かれた（旧）政治協商会議を継承するものであり、それは、つまり中華民国の「法統」と無縁ではなかったことにはかならないと、主張されていた。一九四九年の新政治協商会議が一九四六年の旧政治協商会議を継承するものであること、それが即ち、中華民国の「法統」とも無縁ではないということとは、論理的にも、史実としても繋がるものであろうか！

竹内先生は、政治協商会議は元々は階級史観に基づいて成立したものでなく、中華民国時代に既に成立していたものであると言われ、ただ「辞海」の語義に示されているように革命的統一戦線組織であるとしても、即ち階級史観と無縁ではないとしても、中国共産党代表団が国民党代表団との間で妥協した「国共会談紀要」（双十協定）に於いては、国民党が政治協商会議を召集することが謳

われていて、それに基づいて開催されたものであるから、後に国民党六期二中全会で「政治協商会議決議」を破棄するところとなったとしても、一九四六年一月迄は、中国共産党の立場に立つても「法統」は中華民国に存在したことになる、それを継承したのが新政治協商会議である、と述べられていた。

それに加えて、今回は「法」と「理」という概念を提起され、中国の伝統的社會に於いては、民衆の生活全般が「法」の網の目のなかにあったとは（常識的にいって）考えられず、その空白を埋めているのが「理」であり、「理」の世界が先ずあって、「法」はチヨコンとその上につけているにすぎないのであり、中国における「法」は民衆によって「理」の尺度で計量されているのであると言われる。その上で、毛沢東の新政治協商会議第一期全体会議の開会の辞に「われわれの会議が政治協商会議であると称するのは三年まえ、われわれが蒋介石国民党とともに政治協商会議をひらいたからである。そのときの会議は蒋介石国民党およびその共犯者どもによって破壊されておわった。しかしながら人民のなかに消すことのできない印象を残した」とあるのを引かれて、民衆は「理」のメカネで会議を見ており、「理」に基

づく民衆の「印象」は消されることなく連続していることを示しているものであるとされ、この連続面こそ「法統」の継承と、先生が呼ぶところのものだと言われる。つまり、内戦に勝利したとしても、それだけでは不十分で、「正統」であることが、全国の民衆によって認められなければならない。そのための手続きが人民政治協商会議の召集開催であったのであるとされ、そして、更に、毛沢東は開会の辞を、「中国人民は中国共産党の指導のもとに三年あまりの時間のうちにあつて、ひじょうに早く自覚した。かつ自己を組織して全国的な規模の帝国主義・封建主義・官僚資本主義およびその集中的な代表者である国民党反動政府に反対する統一戦線を形成し、人民解放戦争を支援（原文「援助」）、基本的には国民党反動政府を打倒し、中国における帝国主義支配を転覆させ、政治協商会議を復活（原文「恢復」）させた」と述べてこの段落を締め括っているが、この末尾の一句が、先生の主張する中華民国からの「法統」の「継承」の有力な証拠であると言われ、従って、宮坂の見解は成立しないとされておられる。

さて、中国人民政治協商会議は、人民民主統一戦線の組織形式であり、その構成分子

は労働者階級、農民階級、革命軍人、知識分子、小ブルジョア階級、民族ブルジョア階級、少数民族、在外華僑及びその他の愛国的民主分子を含むとされ、普通選挙による全国人民代表大会が開催される以前にあつては、中国人民政治協商会議全体会議がその職権を執行するものとされていた（中国人民政治協商会議共同綱領参照）。即ち、中華人民共和国の政治権力の基礎は、人民民主統一戦線の組織形式である政治協商会議にあり、この人民民主統一戦線または革命的統一戦線（毛沢東の一九四九年六月一五日の新政治協商会議準備会演説、一九五〇年六月の中国人民政治協商会議第一期全国委員会第二次会議、更には全民族統一戦線（一九四九年八月二七日上海解放日報社論）の組織形式である人民政治協商会議に、権力の正統な基礎が（即ち、「法統」）が存在するのである。この人民政治協商会議は、抗日戦争勝利後の重慶会談の結果の「政府と中共代表との会談紀要」（双十協定）に基づいて、抗日民族統一戦線を基盤とした一九四六年一月に成立した政治協商会議を、先述のように引き継ぐものである。但し、この新しい人民政治協商会議は、一九四六年の旧政治協商会議を破壊し内戦に導いた帝国主義の走狗蒋介石、国民党及びその共犯

者を排除した、基本的に国民党反動政府を打倒して、帝国主義の中国に於ける統治を転覆させた上で、旧政治協商会議（の機能）を回復（原文「恢復」）させたものである。それは、毛沢東も述べているように、「完全に新しい基礎の上に召集開催された」ものであったのである。

この点については、既に私は『蒼蒼』第48号に載せた「法統」についての補論」で、『毛沢東選集』に収められている毛沢東の「新政治協商会議準備会での講話」のなかで、竹内先生が新たに示しておられる第一期全体会議の開会の辞と、同趣旨を述べている該当する部分を引いて指摘しておいたところである。これは、まさに、「旧中国滅亡了、新中国誕生了！」（一九四九年九月二十九日の人民日報社説）ことを示しているものであると言えよう。

抗日戦争勝利後の重慶会談（一九四五年十月の双十協定）を経て、一九四六年一月に開かれた旧政治協商会議の構成は、国民党共産党、民主同盟、中国青年党、無黨無派の三七八名であった。これは、一九四五年四月の中共七中全会で、毛沢東が政治報告「連合政府論」で提唱した、統一戦線の具体的な方式としての新政権の構想によるものであり、重慶会談で、その主張が貫かれた結果で

あった。長い抗日戦争の後に、蒋介石・国民党一党独裁の専制的政権に替わる、共産党一党独裁でもない、国民党・共産党・民主同盟及び無党無派の代表的人物の連合による臨時の中央政府を成立させる、新政権が平和裡に成立するとの展望を開いたものであり、抗日民族統一戦線が政治協商会議という組織形式を持ち、この組織が一定の時期には重要な国家的機能を果たすことに、平和を熱望していた中国民衆は期待し、強い消すことのない印象を与えられたものであろう。これが、竹内先生の引用された『文集』に収録された、毛沢東の第一期全体会議開会の辞に述べられている、蒋介石・国民党と共に開いた政治協商会議が「人民のなかに消すことのできない印象を残した」という件に示されているところであらう。

しかし、この時の旧政治協商会議は、一党独裁コースに固執する蒋介石・国民党とその共犯者に依って破壊されたのである。その結果としての三年の内戦を経て、軍事的にも優位に立った共産党が、旧政治協商会議の決議を無視しこれを破壊した国民党反動派を排除した政権構想として、新政治協商会議を再び提起したところ、先の旧政治協商会議の消すことのない印象を与えられ、共産党の人民民主統一戦線方式への

期待を「連続」して持ち続けていた民衆に広く支持されたものであった次第である。繰り返しになりますが、これが、旧政治協商会議決議を無視し破壊した国民党に反対する民主連合政府樹立の構想（中共中央の七・七宣言（一九四七年七月）参照）の実現としての、国民党反動派の破壊した旧政治協商会議の「回復」であったのです。

以上は、一昔前に述べた趣旨に添って再度記述したものです。「法統」とは、ある政権の法的支配を表現するイデオロギーであり、法的概念であると共に、政治的意義を持つものであります。この点はいみじくも竹内先生も書かれておられるように、「法統」は三種の神器のように授けたり授けられたりするものではない。極端にいえば奪いとるものである。冷静にいえば主張するものである。「ものです。だからこそ、一九四九年元旦の蒋介石の提案した和平交渉の条件のなかの一項に、「法統」が中断されないことが挙げられ、これに対する毛沢東の八項目の対案の一つに「偽法統」の廃棄が示されていたのであるといえます。この時の和平交渉は、蒋介石側の拒否により決裂し、最終的に戦いによる解決の道が選ばれました。中華人民共和国成立の経緯に於いて、新政権は国民党一党独裁の国民党政府＝中華民国

の権力（の正統性）を継承する余地は無かったのです。もしも、中華民国の「法統」を継承したとすれば、中央政権としての正統性が、北京政権にあるのか台北政権にあるのか、或いは争われたかもしれません。しかし、何れが中国を代表する正統政権であるのかの問題は争われても（例えば、国連の代表権問題）、何れが中華民国の正統政府であるかの争いはみられなかったのです。

### 三、「法」と「理」及び中華民国法制について

竹内先生は、「法」と「理」について述べられる際に、仁井田 陞先生は「理」に言及されておられないといわれ、岩波全書『中国法制史』（一九五二年六月／一九五五年五月・第五刷）にも言及はないと言われているが、私の手元にすぐ取り出せるところにある同書（一九五五年二月・第二刷、一九六三年九月増訂版・第一刷／七三年七月・第十刷）には、例えば、官の裁判の外での紛争の解決手段としての調停和解を述べられている第六章で、調停和解の際の基準としての「理」について述べておられる。ただ、竹内先生が「理」に就いて理解されておられ

るところは、仁井田先生の述べられておられるところのものは、別個のものであるのかも知れません。

仁井田先生は、中国は法典国としては有数の古い文化を持った国であるが、だがそれは権威主義の下にあるかぎり公権力の必要とするものだけが規範化され、社会生活の規範についてはそれぞれの習俗に於ける具体的な規範、生きた規範である傾向が強く、他方に於いて人民の利益保全の道は人民自身が作らねばならなかったとされ、商人間の商業慣習、国家の裁判所を外にした調停制度をあげられ、国家の成文法の役割はそこには殆ど及ば無いと指摘され、中国社会に於ける生きた規範について深い関心を示しておられたのである（福島正夫、仁井田法史学の戦後の展開とわれわれの課題」、思想六二九号、参照）。

この社会生活に規範として働いていた慣習規範に関しては、例えば、土地の支配権を巡る「典」乃至「典当」が、現在制定過程にあると伝えられる民法物権法に採り入れられ規定されるやに聞いているように、規範として、旧社会からの継承性が見られる。

つまり、慣習法規を含めて、「法の継承性」の問題は、課題として今日なお残されている

るのである。この点は、中国法を検討する上で重要な問題点である。

孰れにせよ、中国法乃至中国法制史に於ける「法」と「理」の問題は、法理学の観点からも、改めて一つの課題として正面から考察する必要があることを痛感するところである。ただ、昨春以来、体調を著しく損ねている現状では、何処まで成し得るかは甚だ心許ないところであるが、重要な課題を指摘し下さったものと感謝している次第である。

竹内先生は、（仁井田）先生が中華民国の法律をどのように扱っておられたのか気になって、その大著をひらいたこともあった。しかし先生はぜんぜん扱っておられなかった」と書かれ、宮坂と論争しながら「そうだったことを思いだし念頭にあった」のであると言われている。この点も、大変重要な御指摘である。

私は、今迄一九二〇年代末・一九三〇年代以降の革命根拠地の法制については多くを語って来たが、同時代の中華民国の法制については触れるところが無かった。専制王朝を倒し、一九二八年二月の張学良の易幟により、中国統一を一心完了させた蒋介石国民政府（中華民国）は、以後、抗日戦争時期・人民解放戦争（内戦）時期を経過し、

一九四九年未台湾に移り、現在に到っている。共和政体に移行し、近代法制制度を整えた近代国家を構築しようとした、中華民国の法制の歴史を、中国近代史の流れの中できちんと位置付け評価するのには、中国近代法制史を十全に語ることはならない。新中国の法制は、封建的地主制土地支配と宗族的家父長制専制支配を基盤とする伝統的な法制制度を否定すると共に、この伝統的法制制度に替えて法と国家の近代化を図るうとしながらも、完全な民族独立を達成し得なかった中華民国の法制制度をも否定するものであったのである。

まさに現在の中国法制は、「伝統法制と中華民国法制との両者に対する徹底的な否定の上に打立てられた、その意味で二重に革命的な法制である」（滋賀秀三「清朝の法制」、坂野正高・田中正俊・衛藤藩吉編『近代中国研究入門』一九七四年四月、東京大学出版会）（参照）とすれば、革命根拠地の法制はその一面に過ぎないのであり、従来の私の研究で大いに欠けていた部分である。ただ、この欠落を補う為にも、できるだけ早く体力を回復するように専念し、欠落を補うよう心懸けたい。重要な御指摘を頂戴したものと、有り難く受け止め、感謝申しあげらる。 （二〇〇二年六月一日）

# 茅原郁生編著 『中国の核・ミサイル・宇宙戦力』 「まえがき」より

中国は宇宙船「神舟3号」の打ち上げ・回収に成功した。「神舟3号」は二〇〇二年三月二十五日、酒泉衛星打ち上げセンターから打ち上げられ、一〇八回地球を周回し、二〇〇二年四月一日に内モンゴル自治区に帰還・回収された。「神舟3号」は緊急脱出装置をはじめ有人飛行を想定した実機モデルでの成功であり、次は有人宇宙船の打ち上げ、と見られている。

経済の発展途上にある中国は、科学技術全般もなお発展の余地が大きい水準にとどまっているが、宇宙ロケットなどの限られた分野では世界一流のレベルにある。それは中国が宇宙開発だけでなく核・ミサイル戦力の強化に並々ならぬ努力を傾注してきた成果でもある。

宇宙開発に向けた中国の力の入れようは、そのまま中国の核・ミサイル・宇宙戦力強化の狙いにつながっている。中国はすでに核保有国であり、米国が進めようとしているミサ

イル防衛(MD)網構想に反発する一方で、自らは潜水艦からミサイル発射の実験をするなど自国の核・ミサイル戦力の強化を推進している。

- ◆中国は何故、核・ミサイル・宇宙戦力の開発・強化に熱心なのか？
- ◆大国指向を強める中国の核・ミサイル・宇宙戦力の目的は何か？
- ◆その実態と水準はどうか？ 将来の発展方向は？

このような問題意識のもとに本書は中国の核・ミサイル・宇宙戦力の実態と発展動向をまとめていく。冷戦後、国際秩序の柱が大量破壊兵器の拡散防止に置かれ、核兵器拡散防止条約(NPT)が無期延期され、核兵器にその不平等性を是正するための包括的核実験禁止条約(CTBT)が一九九七年に締結された。しかし一方で、米国では議会がこの批准を拒否するなどCTBTの実効性、さらにはNPTの形骸化などが懸念されている。中国もまたNPTが規制している核兵器のタテの拡散(強化、精密化)を進めているのではないかとこの疑念が抱かれている。加えて中国の軍事力近代化の背景と意図が不透明であることから、これまでの「中国脅威論」が浮上してきた経緯がある。「中国が核・ミサイル・宇宙開発を推進し

ているのは米国主導の国際秩序への対抗措置であり、またミサイル輸出など「テロ疑惑国家」に対する関わりが事実であるとするべし、まさに中国は「厄介な隣人」ということになる。実際二〇〇二年五月に高まったインド、パキスタンの軍事的危機は改めて核戦争生起の危機感を覚えさせた。これに関連し米上院で再びこれまで印パの核ミサイルの開発・強化を支援してきた中露両国への非難が浮上している。このように二一世紀もまた核ミサイルの脅威から逃れることはない。言うまでもなく中国の核・ミサイル・宇宙戦力の問題は、アジア地域の安全保障の中で検討されるべきである。二一世紀にはアジア地域の大国として日本と中国の関係が重要な課題となるが、それは両国の共存・共栄だけでなくアジア地域全体の平和と繁栄に繋がるものであるからである。

日本は核・ミサイル・宇宙戦力を重視する中国とどのように対面するのか？  
日本としては中国との協調を追求すべきであるが、その基盤となる両国の信頼醸成がまず重要である。そのためには日中間の相互理解の深化が求められ、それは政治・経済面の幅広い現状認識から社会・文化的な根底に関わる深い理解が必要である。同時に、厳しい国際関係の現実から安全保

障の視点を抜きにした中国理解もありえない。とりわけ「中国脅威論」に直結する核・ミサイル戦力から宇宙開発までの中国の軍事能力の解明の必要性は高まっており、このテーマは決して一部の専門的な問題として限定されるべきではない。

本書は、中国の軍事能力、特にその核・ミサイルから宇宙戦力までの実態の解明を狙いとしている。この分野は、中国にとつて機密度の最も高い分野であるだけに公開資料も少なく、どれだけ実態に迫り得るかという不安が残る。しかし、たとえ厚いベールに

包まれ、不透明であるとしてもその実態に迫り、日中両国間の信頼醸成のために、それらの問題の不透明性や疑念を少しでも排除することが重要である。  
二〇〇二年七月蒼蒼社刊、本体四三〇〇円十税

## 中国の宇宙開発

本シリーズ第9回目を開始した直前、蒼蒼社より「中国の核・ミサイル・宇宙戦力」が上市された。同書は長らくベールに包まれた中国の核やミサイル、宇宙開発などの実態を解明した初めての本格研究書である。

石川島播磨重工業・新機種プロジェクト部長の神尾氏は執筆者の一人だ。神尾氏はジェームズ・エンジンを専門だが、3年前にまとめた拓殖大学国際開発学教授・茅原郁生氏との共著「中国空軍」に関わった。茅原氏から受けた次は核とミサイルを研究してみよう、と声をかけられ、今回は「中国のミサイル戦力の現

## アジアとの共同利用進む人工衛星

星の打ち上げに失敗したことがあつたが、現在それを克服して連続20回間の衛星打ち上げに成功していることを受けて、90年代後半からロケット技術の向上が注目を集めている。中国では神舟1号という有人宇宙計画を着実に進めており、今秋か来年には有人宇宙船が打ち上げられるのではないかとみられている。

現状に関しては、蒼蒼社の研究報告に譲るが、民間企業から、産業政策が必要であるという。上から中国の宇宙開発に注目しているという。中国では神舟1号という有人宇宙計画を着実に進めており、今秋か来年には有人宇宙船が打ち上げられるのではないかとみられている。

移管する話が出てくる。それより小型の「2」ロケットについては、石川島播磨とIAA(アイ・エイチ・アイ・エアロスペース)が中心となって受託企業を作り、民間主導で運用していることと見られる。判断は読者に任せよう。このようにだ。

↑7月23日付『チャイニーズドラゴン』より

中国的なるものを考える<sup>33)</sup>

## アジア的生産様式 論争物語断片 その2

福本勝清  
(明治大学教授)

現在、何とかかんとか、猛烈な忙しさのなか(所属大学の教職員組合書記長をつとめている、幸いにも七月初めに任期が切れる)ではあるが、一年に何本か、論文なるものを書いていく。現在のテーマが、日本におけるアジア的生産様式論争史だけに、読まなければならぬ書物、論文は山ほどある。とくに、一九六五年論争再開以降については(関連する文献は可能なかぎり読もうとしていることもあり)無数にあるように思われ、時々途方にくれることがある。とりわけ、福富正実、平田清明、望月清司といった論争の主役たちの大著は、一冊四百頁から六百頁

もあり、見るだけでうなづいてしまつた。

四月とか半年ごとに、その間読んだ分を、論文の体裁にまとめているわけだが熟考したり反芻したりする余裕はほとんどなく、自転車操業を繰り返している。時には印刷された後に疑問が生じ、冷や汗をかき

こともある。また、戦前とはもかく、戦後の歴史論争の主役たちは、現存している方々が多く、話を聞く機会でもあれば、何か論争の核心とでもいったものがわかったり、それぞれの陣営の提唱者たちの人柄とか、人間関係から、論争の背景や論争を包みこむ時代の雰囲気などが理解でき、「論争の社会史」が書けるのではないかと思われる。経済史を社会的に読み替えるとか、あるいは、経済史論争やマルクス主義歴史論争を材料に、論争の社会史を書こうという思いつきは、「社会史」と題した本を出して時(一九九八年)には、しばらくはこの道を歩もうと思つたのもつかの間、経済史に首を突っ込みすぎ、收拾がつかなくなつたことへの言い訳である。

だが、これには大きなネックがある。筆者の性格として、インタビュアーの相手から、本人が言いたくないことを、面と向かつて聞

くことができない。何か差し障りがあつて、つじつま合せて答えているなど感じて、何となく遠慮して、肝心なことが聞き出せないまま「聞き取り」が終わつてしまつたのである。特に相手が、中国人研究者だった場合には、まったく歯が立たない。たとえ相手が嘘をついてきたことがわかつたとしても、尻尾を巻いて帰つてきてしまつたらどう。先年、友人(岸田五郎氏)に連れられ、石堂清倫氏を訪ねたことがあつたが、その時は、逆にお会いできたことにすっかり満足してしまつて、幾つかの質問に答えていたただけで、後は次回にでもお聞きしようと思ひ帰途についたが、結局、永遠にその機会を失つてしまつた。これでは、論争の社会史は書けそうもなく、ほんの企画だけで終つてしまつてしまつたのである。

さて、戦前の論争史で、評価にためらいがあつたのは、秋沢修二についてである。評価といつても、彼の一九三五年前後の、アジア的生産様式論争、もしくは奴隷制をめぐる日本古代史論争についてはなく、一九三九年の「支那社会構成」における中国史の停滞的性格をめぐる議論についてである。前

者については、評価ははっきりしていると思われる。戦前・戦後をつなぐマルクス主義的日本古代史研究の歩みは、渡部義通から石母田正・藤間生大・松本新八郎への流れによつて代表されるが、その渡部義通の日本古代奴隷制論の確立に、秋沢修二は、相川春喜とともに、理論的に寄与しており、それは彼らのその後の人生とは別に評価されるべきものであるからである(川口勝康「日本マルクス主義古代史学研究史序説・戦前編」『原始古代社会研究』一及び二)。筆者は実のところ、日本や中国の古代史に奴隷制を認めるいかなる発展段階論にも反対なのだが、三五年前後の理論戦線において、秋沢修二はまちがいなく、相川春喜、渡部義通、早川二郎、服部之総などのいわゆる「歴史科学」派の人々と同じく、優れた研究者であり、且つ理論家であつたことは認めなければならぬと考えている。

秋沢修二については、三五年前後の代表的な幾つかの論文に加え、『支那社会構成』(一九三九年)、『労働の理念』(一九四二年)のほか、留学中(一九八〇年代前半)に北京大学図書館から一冊、中国思想史に関する書籍を借りて読んでおり、それが、『東洋哲学

史』(一九三七年)だつたと思われる。秋沢修二に対しては賛否、毀誉褒貶のいずれも存在する。筆者が真つ先に目にしたものは、呂振羽『中国社会学諸問題』(一九四二年)においてであつた。呂振羽は、同書において、アジア的生産様式論とアジア的停滞論を同時に論じており、アジア的停滞論の代表として秋沢修二「支那社会構成」を厳しく批判している。秋沢曰く、「支那社会に特有な停滞性」とは、専制主義と中央集権的官僚制に淵源し、それらは社会の家父長制的専制主義に基礎づけられ、さらにその家父長制的専制主義は農村共同体の長期にわたる延命による名残(なごり)である」と。近代に入り、日本にすっかり遅れをとつた支那の停滞性を最終的に克服するものこそ、今次の日支事変における皇軍の武力である、云々。

筆者は、四半世紀前、始めて『中国社会学諸問題』を読んだ時、つぎ秋沢修二もまたアジア的生産様式論者であると勝手に思い込んでいた。数年前、改めて『支那社会構成』を読み、秋沢がアジア的生産様式論に対して否定的な立場、すなわちアジア的生産様式を独立した社会構成とは認めない、むしろコヴァレフ説(アジア的生産様式とは、

奴隷制段階にあつては奴隷制のアジア的変種を意味し、封建制段階にあつては封建制のアジア的変種である)に近い立場をとつていることを知り、この間ずっと誤解していたことによく気がついた。その反省もあつて、秋沢には安易な評価をくだせな

いと思つた。呂振羽『中国社会学諸問題』の秋沢批判の部分ですでに翻訳されていたことも、つい最近知ることになった。アジア的生産様式論に関する文献をあれこれあたるなかで、何かの注に、玉嶋信義『中国の眼』とあり、図書館で探したところ、運よく所蔵されており、さつそく借り出してみた。一九五九年、弘文堂から出版された『中国の眼』は、『魯迅から周恩来までの日本観』とのサブタイトルがついており、その名のとおり、孫文、陳天華、魯迅、蒋介石、毛沢東、周恩来等の日本観がおのおの抄録されている。呂振羽『中国社会学諸問題』もまた秋沢批判の部分で「停滞史観の本質」と題して抄記されている。

秋沢修二への肯定的な評価は、浜口重國「中国史上の古代社会問題に関する覚書」(一九五三年、後に『唐王朝の賤人制度』所収)

に見られる。少々長い引用する価値がある。

「顧みるにそれは昭和十四年ころであったと思うが、所内（東方文化学院東京研究所引用者）の歴史部門の小研究会の席で何かの話から私が、隋唐の頃までを古代社会の色彩の強い時代とすべきではあるまいか、と言つと、坂野長八氏が言下に、相似た見解を秋沢修二がしている、と言つて教示された。私が秋沢修二なる名を知つたのは此の時に始まる。」

秋沢説の具体的な内容について、「家父長制的奴隷制的デスポティズムの上限を西周にありとし、それが顕著になつたのは春秋戦国時代から秦および前漢時代であり、後漢から次第に農奴制に席を譲る傾向をみせ、唐の中頃から家父長制的封建的デスポティズムの社会に入つたとする見解は、秋沢氏が初めて公表されたもので、昭和十四年頃としては画期的な考え方であった。私はこれに大いに敬服すると共に、坂野氏から指摘されたように、当時私の抱懐していた考えに近いことを知つて、知己を得た感じがした」とある。なお、浜口重国自身の見解は、国家封建制説ともいふべきものである。

「近代日本と東洋史学」（一九七六年）である。五井は秋沢説の核心が、漢から唐への長期にわたる奴隷制と農奴制の併存であり、両者の反復であることに触れ、秋沢が、その社会構成の継起的発展の不明確性に、中国社会のアジアの停滞の特質をみていたことを指摘している。秋沢は、唐の中期以後、封建的生産様式が支配的になるとするが、その後、半奴隷的性格を強く残したほか、このような前資本主義的諸関係の併存が近代も続いたとしており、それらの併存の底に、共同体的諸関係が根強く残っていることを強調している。五井は「秋沢説では、中国社会発展の阻止条件として、共同体的諸関係の存続がとりあげられた。解放後の中国で、秋沢氏の著書が激しく批判されたのはそのためであった。一方、わが国において、戦後の時代区分論の有力な考え方である唐末までを奴隷制とする見解に近い考え方が、秋沢氏によって唱えられていたことは、注目に値する」と結んでいる。

「一番最近に秋沢に言及したのは、おそらく多田獨介「現代日本と中国研究」（『東アジア世界史探求』、一九八六年）であろう。多田

田獨介は、中国史家としては数少ないアジアの生産様式論の提唱者であり、その姿勢は「中国古代史研究賞書」（一九七一年）から「中国古代史研究の現在」（一九九〇年）まで一貫して変っていない。多田は、マルクス主義の洗礼を受けた者の十五年戦争中の纏まつた中国観を代表するものとして秋沢修二「支那社会構成」をとりあげていて。秋沢がアジアの生産様式否定論者であること、日本も中国も均しく原始社会、奴隷制社会、封建社会、資本制社会という一連の継起的歴史発展段階を経てきたことを述べた後、秋沢の「日支事変以後の時局認識」と一体であること、すなわち日本の対中国侵略の合理化」であることに注意を促している。

### 三菱総合研究所編

## 中国情報ハンドブック二〇〇二

A5判五二八頁 定価三〇〇〇円＋税  
「大社会変動期の中国」と、WTO加盟後の「ビジネスチャンス」を特集。日中ビジネス、友好交流、政治・経済認識の座右の書。

### 逆耳順耳

矢吹 晋

「老兵は消え去るのみ」これが最近の私の口癖である。権力をもつ政治家ならば、レイムダックだが、私には地位も権力もないので、両袖清風そのものである。弟子を後釜に据えようなどという野望もないので、実にアツケラランとただ静かに消えゆくことができると思つていた。ところがここへ来て、予想だにできないトラブルに直面し、かなり当惑している。私の勤務先で生じたトラブルは、他の大学にも共通する側面があるかもしれない。資料を提示して、皆様のご判断を仰ぐ次第である。早々と激励を下さつた方々にはただ感謝するのみである。私の定年まで一年数カ月、これからもわれわれの闘争に対するご支持をお願いしたい。

### いま横浜市立大学で何が起つているか

## 「教員の欠員補充人事凍結に関する学長見解」の撤回を求める緊急アピール、二〇〇二年七月二五日

横浜市立大学の真の改革を求める教員有志  
一楽重雄（理）、平 智之（商）、永々三千輝（商）、矢吹 晋（商）、吉川智教（商）、吉岡直人（理）、三谷邦明（国・文）、石川幸志（理）

去る七月一七日の評議会で提示された「教員の欠員補充人事凍結に関する学長見解」は、大学の自治を守る立場からも、また、本学の教育研究の水準を維持する観点からも受け入れることができないものである。

また、この表題にある「学長見解」の表現は「事務局提案」に対する「学長見解」を意味すると思われ、表題そのものに学長の事務局への追隨の姿勢が現れています。小川恵一新学長のもとで、大学構成員すべてが参加できるような民主的討論のもとに大学改革が進むことを期待して来た私たちとしては、大きな危機感をもたざるを得ません。大学改革は構成員の支持があつてこそ、その実効性が保証されます。ここに、真の大学改革を望む教員有志の意見を表明し、これが全学的議論のきっかけとなることを期待します。

昨年四月以降、大学において多くの制度改訂が行われて来ました。そのどれも教員側との意見交換がなく、決定のプロセスも明らかにならず、事務局の決定を一方的に教員側に押し付けたもので、問題をはらむものばかりです。非常勤講師の謝金の支給方法の変更のように、すでに大きな問題となつているものもあります。また、この流れを簡単に振り返ろうと思いません。

1、出勤簿問題：全国の多くの大学に共通する長年の慣習を無視し、押印を求めた。  
2、リカレント講座の教員への講師謝礼の

廃止  
3、非常勤講師の削減：非常勤講師は専任教員が担当しきれない部分をカバーし、本学の教育面で重要な役割を果たしているにもかかわらず、対策を討議する十分な時間的な余裕もないまま、非常勤講師コマ数の一律五割の削減を求めた。  
4、研究費の交付金化：個人研究費の全額を市からの交付金とした。これにより研究内容を届け出る必要が生じた。

5、出張の職免化：学会出張や野外調査・文献調査などの研究活動を、教員の自己啓発のための研修なみの扱いである職務専念義務免除の扱いに変更した。  
6、非常勤講師給与の支給方法の変更：長年実施されてきた年額の月割り支給から時間給の扱いとなり、また、多くの場合に実質的な減給を伴っている。

そして、今回の「教員の欠員補充人事凍結」です。これらのすべては、なにかしら本質的な問題を解決するといふものではなく、大学改革の実質となり得ないものばかりです。なかでも、非常勤講師の謝金方法の変更は、四月の開講を目前に控えた三月五日になつて、非常勤講師に一片の通知で知らされたもので、学生への影響を考えるとすでに実質的に断ることの出来ない時期であり、そのまま実施されたことは契約不履行ともいふべき大問題です。非常勤講師の依頼は、専任教員が責任を持って行っている

ものであるにもかかわらず、事前の相談がまったくありませんでした。非常勤講師の方々から強い不満の声があがっています。

これに加え、最近、理科系の付属研究所で計画されていた巨額の外部資金導入が、事務局の不当な介入により不調に終わったということも耳にします。これが事実なら、大学の方針として外部資金の導入などを掲げているが、それを不可能にした事務局の責任は極めて大きいと言わざるを得ません。研究奨励寄付金の許可・不許可には専門的な知識が必要とされる場合もあり、教授会の審議事項とされています。

今回の小川学長による「学長見解」は、事務局の乱暴な提案にたいする抵抗を示すことなく、むしろ、それを追認するものであり、我々教員の期待を真つ向から裏切っています。選挙前の持論であった「誠実」、「公正」とは何であるか、「多くの人の意見を聞き、学内の輿論を結集する」とはどういうことだったのか、せひとも、原点に戻って考え直して欲しいと思います。

### 「学長見解」批判

(なお、学長見解はこの文書の最後に収録)

1. 「重大な支障」とは何に対する支障なのか。「重大な支障がある」と立証されたことが判断するのか。もともと「学部で立証して事務局へ提出する」となっていたのが、一七

日の評議会の議論で削除されたという。しかし、削除されても意味が変わったわけではなく、設置者権限で事務局が判断するのは、大学の自治・学問の自由の放棄以外の何物でもない。どの専門の教員ポストが必要かは、主として全体のカリキュラムによって規定されるもので、教員が判断することであり、それは学問に携わっている者の責任でもある。研究教育の専門家でもなく、大学行政の専門家でもない一介の官僚が、どうしてこのようなことを判断できるのか。設置者としての権限は、大学にどのような学部や研究所を持つか、大学に支出できる予算はどれだけか、というような大枠に関するものであり、ひとつひとつのポストに対しては学問の自由の観点から設置者権限は及ばない。これが教授会自治の内容である。

2. 後任補充を認める基準は何か。もともと、各ポストは大学の標榜する学部学科や教養教育に合致するものが用意されている。大学自身の判断によってなされるカリキュラムの変更などがあった場合のみ、ポストの専門分野などが変更可能なものであり、それ以前に凍結するというのは、学生、ひいては市民に対して、これまで標榜していた大学での教育研究を十分に行わないという意味で重大な約束違反である。

3. 欠員不補充が、大学改革の決意や努力を外部に知らしめることになると思えられ、対応は、内部努力または非常勤講師によって行う。

緊急アピール 横浜市立大学商学部における中国研究を廃止してよいのか  
商学部教授、大学院院経済学研究所演習担当教授 矢吹晋 二〇〇二年七月二六日

一、背景認識  
新市長の下で、市立大学のあり方を検討する懇談会が設置され、本年度末には結論が示される過程で、市大の改革の状況について報告が求められ、また、二〇〇五年には法人化の段階に入ることも予測される。

このような本学を巡る情勢の変化をふまえて、本学の取り組みとしては、将来構想委員会、大学戦略会議等で大学のビジョン、中期目標・中期計画を策定するだけでなく、各部門において具体的な改革を早急に進める必要がある。

#### 二、人事凍結に対する考え方

大学改革案策定後の教員配置に備えるため、また大学自身の改革の姿勢を外部に示すためにも、教員の欠員補充を二・二年間凍結し、全学的観点から各学部、大学院の具体的な改革の枠組みづくりを行う。人事凍結と定員削減問題は結びつけない。重大な支障が生ずると認められる場合には、凍結の対象としない。重大な支障が生ずるか否かは、各学部がこれを立証する。凍結の対象とされる科目の来年度の授業

改革の名において改悪を行う事例は、古今東西しばしば見られるところですが、いま横浜市立大学において典型的な改悪が行われようとしています。私は横浜市立大学商学部において過去四半世紀、学部のジュニアクラスで中国語を教え、シニアクラスで中国経済論を教え、大学院修士・博士課程においては、中国経済研究と演習を担当してきました。つまり中国流に言えば、博士生导师・級教授であります。商学部および大学院院経済学研究所唯一の中国研究担当教員として、研究の第一線に立ち、研究を進め、その成果を学生に教え、さらにマスコミを通じて社会に還元して参りました。その一端は、私のホームページから知ることが出来ます。一九九六年開設以来七年目ですが、アクセス数は、六万を超えました(七月二四日現在)。私はまもなく定年を迎えますが、最近、私の後任を補充しない、すなわち人事を凍結するといった暴挙が提案され、決定されようとしています。私の担当科目は、いまいずれも社会的需要のもつとも高い科目に属する

ない。「その不補充のポストはどのように使う計画ですか?」とひとこと質問されたとき、「それは何も決まっていますせん。これから議論します。」ということ、大学改革の決意が伝わるであろうか。いま、まず、必要とされるのは、「人事凍結」ではなく、真の大学改革とは何か、その理念、方向性について、全学的コンセンサスをつくることである。

4. 「欠員不補充」と「定員削減問題」とは結びつけないと学長が表明しても、それはほとんど意味を持たない。市の財政状況がさらに悪化した場合、不補充だったポストが削減の対象とされるのは必至である。それにより、現状でも不足している教授ポストはさらに不足する。

5. 大学改革とは、そもそも何を意味するのか。もしも、それが教員の専門構成の変化を意味するものであったら、それは学部改組、学科改組などである筈であるが、そのような計画は看護短大の四年制化以外全学的に承認されたものはない。

今求められている大学改革とは何か、学長が言うように、教育を重視しつつ、研究の効率をあげ、成果をあげる体制を造ることではないのか。

以上のような観点から、「教員の欠員補充人事凍結に関する学長見解」のすみやかな撤回を求めます。

なお、この要求に賛同される方は、下記「緊急アピール」に対する激励のメールをご紹介いたします。

海事業業研究所 菊池馨氏  
横浜市立大学教授矢吹晋先生、ご無沙汰しております。猛暑の続く毎日ですが、お元気でしょうか。下記メール、たった今拝受いたしました。矢吹

先生方々が中心になって地道かつ着実に切り開いてこられた中国研究の礎石が、先生の代までで多くも打ち崩されそうとしていることが分かりました。これから、日本経済にとって中国問題、研究の重要性、欠くべからざるものであること、問題の重要であり、なおかつ一層力を注ぎ、次の代の人々によっての深掘りていかなばならないのに、大学改革の名の下に科目そのものを切り捨てるとは、全ナランセンス以外の何もありません。貴大学の上部部は、日中世界の動きをこのようなメディアから取得しているのでしょうか。常識の欠如も甚だしい……もしは色眼鏡をかけて中国情勢を見、経済の記述すらない五流タフプロト版でしょうか。全く理解に苦しみます。貴大学の幹部は、せつかつ世界から評価された看板を自らの手で打ち壊そうとするのでしょうか。どうもそれすらお分かりになっていないようです。深海魚のようひたすら自己の世界に閉じこもっていないで、たまには学外の客観的な意見にも率直に耳を貸してみるべきではないでしょうか。取り急ぎ、つたない感想を述べさせていただきます。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

### アジア経済研究所地域研究第一部主任研究員 中居良文氏

矢吹先生、横浜市立大商学部における中国研究廃止の消息を聞き、驚きかつ憤慨しています。ご存知のようにアメリカのハーバード、スタンフォード、ミシガン等の先達校においては中国研究センターとかアジア太平洋センターにおいて継続的に学際的研究が行われており、そうした学際的機関のない日本の大学では、法学部、経済学部、文学部等に加えて、教養学部や商学部において中国研究をすることが極めて大きな意味を持つと考えます。学際研究の地下がなければ、中国研究もまた狭い特

殊研究の枠を脱却することは困難です。商学部における中国研究の芽をむくことは一見合理的にみえて、実は世界の研究の潮流に逆行することになるのではないのでしょうか。大学当局の再考を強く求めます。

### 水野隆張氏（矢吹ゼミ卒業生）

大学当局の時流を読む姿勢が全くないことに驚きを通り越して怒りを覚えています。この際大学当局の見識の無さを世間一般に広く訴え広めるにはどのような手段が最も相応しいのかを検討しなければなりません。このことは卒業生の一員として促す責任はあります。大学当局の改革を促すシヨク療法として仕方の無いことだと決意を固めております。市長が若い世代に代わったことでもあり、市長宛に直接アピール抗議文を送りつけることもやってみてはどうでしょうか。また各方面のマスコミ宛に大学当局の見識の無さを訴える声明文を送りつけるという手もあります。それとも第一段階として抗議文を送りつけ同時に横浜市議会超党派一人会と市長宛に抗議文を送りつける。同時にわれわれ矢吹ゼミ同志全員で一音に関係部門にメール攻撃をかけるなど戦略術を練った上で行動を開始しようと思つていますが、矢吹先生の命令を待ちたいので、その後、何ほどの力もございませんが、せめて、抗議者の数にはお加え戴くべく、という抗議文をお

### 流通経済大学教授 原宗子氏

矢吹先生、メールにより、お送り下さいました、HPのアドレス、二件、拝見致しました。取りあえず、横浜市教組にも似たような問題を抱えております。実は、弊学でも似たような問題を抱えております。明日、それに開く機会がございますので、その後、何ほどの力もございませんが、せめて、抗議者の数にはお加え戴くべく、という抗議文をお

は一日もありません。NHKでも中国研究者による解説番組が目立ちます。書店では中国のWTO加盟、その関連書籍が平積みになれ、目を引きま

これらの現象は明らかに中国の今後が我々日本人の現在と近未来における経済生活に大いなる影響を及ぼすからと考えられます。香港に続き上海にモディスタンが出来るというニュースが流れましたが、このことは、もたもたせず中国の今後が世界の製造工場としてばかりでなく、消費市場としても巨大な可能性に満ちていることの証であり、その部分に米國資本がすばやい関心を払っていることの結果です。今後高齢社会を迎え、また富裕層の増加に伴い、中国における保険、証券の分野も目が離せません。このような状況のなかで、横浜という世界に開かれた国際都市の中枢に位置すべき市立大学における中国の経済研究は、広報等の努力によりますます発展させていきたいと思います。そして中国と日本(あるいは横浜と上海)に置き換えてもよい)の真の架け橋となる人材を輩出していくことが大きな使命なのではないでしょうか。英語教育が語学の中心に長く置かれてきましたが、一つの外国語だけではこれからのグローバルビジネスの世界で通用するとは到底思えません。第一外国語としての中国語教育はもっと積極的に行われたいと思つています。中国に対してはこれまでのノスタルジックな態度ではなく、対等な知的な態度が求められるのであり、横浜市立大学はその責任を担う立場にあるのではないかと考えました。私は矢吹ゼミの様々な角度から中国を学んできました。中国からの留学生が、自国の地域の経済格差について真剣に研究をすすめている姿に感動もしています。異質の他者から学ぶことは自分

以上七月二四日現在  
北海道大学国際広報メディア研究科教授  
高井敦司氏

北海道大学が中国研究を放棄するというのは驚きに耐えられません。日本と中国を中心とする東アジアの経済関係が拡大する中、政治関係は複雑さを増し、中国研究の必要性はますます高まってきたと思います。その中で、横浜市および横浜市立大学が果たしてきた役割はきわめて大きく、今後ますます期待が高まるばかりです。矢吹教授の後任を採用しようというには、おそろしく全く政治的な意図はなく、単に定員削減を実現するため、たまたま早く順番が回ってきたためと推測します。そのような官庁的なやり方で、ますます社会的なイメージが高まっている中国研究を放棄するというのは、横浜市市民にとっても大きな損失でしょう。大学当局および市当局が改めて事の重要性を認識し、再考されることを望みます。

### 東洋大学法学部教授 丹藤佳紀氏

横浜市立大学学長、横浜市長御中、前略。歴史と伝統のある横浜市立大学商学部において、永年、中国研究で豊かな成果を挙げてこられた矢吹晋先生の後任人事を凍結する方針が示されたことを知り、大変、このこと、横浜市立大商学部では、中国についての研究および教育が、当面あるいは今後、断絶してしまうことを意味するものと考えます。私事になりませんが、読売新聞横浜支局に勤務しており、また、横浜市大の公立大学としてのユニークな存在に注目し、いくつかがテーマに関して報道したことがあり、また、また、大学に移りましてから、アジア・中国分野を担当される諸先生方には公私ともに私的にもさまざまなご教示いただき、横浜市大の存在の大きさを実感してきました。今、この時代に、中国についての研究および教育はこれまでにまさって重要になってきています。それは、ご高承の通り、眼

送りするのがよいか、文案を考えさせて頂き、送信させていただきます。ご健闘をお祈り申し上げます。

### 朝日新聞外報部水野孝昭氏

横浜市大御中、矢吹先生より、先生の退任後、後任の補充が無く、横浜市大が中国研究のポストを廃止される、と聞きました。国際報道に携わり、一昨年来、横浜市民だっただけで、残念至極というほかありません。二一世紀の世界で、中国という隣国の存在が、とつとも最も巨大なものになるであろうことは衆目の一致するところですが、それなのに、米國に比べて日本のアカデミアでは、中国研究は必ずしも陽の当たる扱いを受けてきたとは言えません。矢吹先生はじめ個々の研究者は世界的レベルの方がいらしても、国公立大学に中国研究所ひとなつないことをみて、それは明らかです。日本の将来を考えれば、こうした中国研究体制の立ち遅れは一刻も早くたすべさと思つています。しかるに、横浜市大で中国研究のポストを廃止するというお話しは、まさにつたした時代の要請に逆行する、とれか言いようがありません。財政事情その他の経緯は存じませんが、日本の都市の中でも、歴史的にも地理的にも、そして意識の上でも最も開かれた場所であるのは、横浜市との判断とは信じがたいものがあります。将来の世代にアジアの隣人と共存していくための基礎となるべく、横浜市大の地に確保するためにも、なにとぞ再考をお願いしたいと存じます。

### 商学部大学院院経済研究科修士課程 竹内江里子氏

いまほど中国経済研究が求められるときはありません。世界中の大企業は例外なく中国を向き、熱い視線を送っています。日本経済新聞はもとより、主要新聞の国際経済面でも中国関連の記事を見ない日

れる獅子」と言われてきた中国が、目覚め、経済面はもちろん政治、安全保障などの面でも重要な役割を果たしているからです。二一世紀の日本の行方を左右する要素の一つとして過言ではないでしょう。隣國・日本にとりまして、その中国を対象に研究を進め、学生諸君にその成果を伝授するアカデミアの機能はますます欠かれないものになってきています。私が非常勤講師(中国語担当)として出講して、私に早稲田大学で、アジア太平洋研究科を新設するとともに、各学部でアジア・中国関係の教育スタッフの充実を図り、貴大学を含む大学や研究所等からすぐれた研究者・専門家を招いているのもその現われと見るべきです。そうした時期に、中国について研究および教育に断絶をきたすような措置をとることは、大いなる愚拳と言わなければなりません。また、それがもたらす行政および予算等の面から考えられたものだとすれば、まことに諺に言いつ、角を矯めて牛を殺す、ものでありまじう。横浜は、文明開化の先陣を担った光栄ある伝統の街です。その横浜の知的分野をリードする横浜市大において、時代と社会の要請に逆行するような措置がとられることは理解に苦しみます。貴職におかれては、如上の事情を含めてぜひ再検討くださるようお願いいたします。草々二〇〇二年七月二十五日

### 奥井禮喜氏

矢吹先生、一心に中国研究と日中間の発展を願って活動してこられた先生の憤りが痛切に迫ってくるのを感じます。問題は大きく二つあり、一つは大学改革に関するものです。もう一つは日中間に関することであるかと存じます。私は最終学年が工業高校なので、大学を直接肌身で感じたことがございませんが、一昨年、高井遼司先生の命令にて、北海道大学で大学改革に関する意見を求められ、私のネットワークの方々から意見をまとめて一文を作成し

ました。少し長いので、メールでは失礼かとも存じますし、別便にて掲載誌を送らせていただきます。ここでは日中関係の重要性が愈増することに鑑みて、中国講座廃止に関する無知・無分別についていさゝかの存念を述べさせていただきます。明治維新以来、わが国が脱軍入欧路線を取り続けてきたことは周知の通りであります。一四世紀頃まで科学技術における世界との先端を切っていた中国がその後さしたる発見・発明なく明治維新当時にはいわば淪落してしまっていたのも事実。進取の気性に燃えたわが国の当時のリーダーが貪欲に進んだ欧米に学ぼうとしたことを否定するものではありません。しかし、それでも当時の識者である、中江兆民先生は思想・哲学なくひよひちよいと変節するわが国の事情を嘆いておられますし、英國留学して個と國家の在り方に思いを馳せた夏目漱石先生また、今、中国が淪落しているからとて、消化吸収してわが国文化の柱となっている中国に対する蔑視的態度の軽薄さを指摘しておられます。一九九〇年に私は初めて訪中しました。改革開放路線に対するわが国識者の方々の論評は親中派と目される方々においてすら、いさゝか冷笑を帯びたものであり、私はその態度に悲憤慷慨の念抑えがたく、後に五年間に渡って日中交流誌月刊LOOK CHINAを刊行しました。さすがに一九九〇年代後半ともなれば、中国からの情報も増え、経済的躍進も目に見えるようになって、わが国の論調が変わったのでありましたが、しかし、わが国の多くの方々には依然として中国蔑視背景には欧米への劣等感が強く残っていると分析しています。色の眼鏡が残っているように思われてなりません。過日の研究会においても、たゞえば中国消費者とわが国消費者の意識の違いを併列することなく、おとなしいわが国消費者意識で中国を推し量るような認識の甘さを感じました。おそらくわが国消費者は世界のいすこの国と比較してもおとなしいでしょう。

米国でわが国企業が被った被害は中国どころではありませんが、また、中国のナショナリズムがしばしば話題になりますが、わが国においてはナショナリズムと一言はさしあらず、いわゆる無辜の民、無知の民、懐疑心の少ない国民的性質にこそ、わが国のナショナリズムの危険性があるのであって、それなくして一九三一年からの十五年戦争継続はありえなかったと思います。中国と国交回復して時間を経ても、わが国民においては、かの戦争の総括もきちんとできぬままに、情緒的・場当たり的思考と対策しかしてこなかったことを見逃せぬと申すのです。最近では世界の工場としての中国の資金の安さばかりが強調されておりますが、現実に中国の生産現場を見れば、わが国企業組織人が喪失した輝くばかりの勤労観があります。中国製品がいかに安くても悪質であれば買わない。製品の質が時間を追って向上している。そしてその背後にそれを作る方々の精進努力があることを看過してしまっている。松下幸之助さんが「松下電器は製品を作る前に人を作る」と言われ、その言葉が流行してまた四半世紀ほど、パブル崩壊後のわが国企業において、展開された諸施策を見れば、まったく働く人を無視し続けてきたことが歴然としています。いわばこれは、中国を単に労務費が安いとしか見ていない証明であって、私が出会った中国派遣の日本人経営者が今や、勤勉とは中国人のためにある、と言いましたが、わが経営者がきちんと本質を見ておられないことにも、わが国の凋落があると存じます。まして、これからの世界を考えれば、大中国を抜きにして世界の経営は考えられず、外交・経済・社会のいすれをとつても中国から学ぶことは少なからず、米国の一州たるを選択するのでなければ、中国研究は愈盛んになってこそであるかと存じます。そして、このような理屈抜きの見の狭い経済合理性(?)のみにて大学経営

をなさっている方々が主流を占めておられる限り、わが大学改革などは画餅に過ぎず、中長期的に考えてみますとわが国の凋落に拍車をかけるのではなからうかと危惧いたします。

一九八四年卒業商学部干野裕輔氏  
矢吹先生、先週金曜は非常に興味深いシンポジウム会、日中コミュニケーション・シンポジウムを指す。ご紹介いただき、誠に有難うございました。本日、先生のメールを戴き、横浜市大において中国研究の火が消えかかっている事を知り、非常に驚いておりませう。横浜市大で私が二年前に先生の授業を聴講させていただいたのは横浜というイメージが貿易・海外とつながり、更にはアジア、華僑、中国と繋がっていたからであります。当時、中国は現在より遥かに遠い国でしたが、現在の両国関係の緊密さ、課題の多さは衆目の一致するところでありませう。これから一〇年、二〇年といった将来の日本経済を背負って行く人材教育において、大学教育が果たすべき役割は依然として大きなものがあると思えます。先生の中国関係に広く関わる研究および、学生の関心を中国に向けさせる指導が今後横浜市大で継続的に受け継がれて行く事を切に希望いたします。今後の少子高齢化の中で、大学教育も地域個性を出し、どんな分野に特色があるかを明確に打ち出してゆくことが必要だと思えます。国際貿易港横浜市が擁する横浜市大において、中国研究が途絶えてしまふ事は大きな損失であると深く杞憂いたします。

和歌山大学経済学部教授今井武久氏  
これは改悪とか暴挙という言葉が適当でない程、謂わば、愚笨、或いは、信じられない妄筆ではないか。横浜市にも、まともな判断ができる御仁が居る筈であり、貴兄アピールは必ずや成功するものと確信しています。

以上七月二五日現在迄